

販路拡大支援事業補助金 申請確認シート（申請時には、このシートも提出のこと）

会社（団体）名			
担当者		電話番号	
メールアドレス			

申請者は、以下の項目に該当していますか？			チェック欄
区内の中小企業基本法に規定される中小企業者である。 確認⇒ 2 ページ			
税	法人	納期の到来している法人事業税・法人都民税を滞納していない。 確認⇒ 納税証明書（都税事務所発行）	
	個人	納期の到来している特別区民税・都民税を滞納していない。 確認⇒ 納税証明書（港区役所発行）	
区が主催又は共催するもの及び東京都が主催する産業交流展ではない。			
その場で販売があるもの、自社または共同の企画参画ではない。			
この見本市は広く一般に公開されている			
◎以上のすべての項目に間違いなく該当します。 また、展示会出展後、自社名で出展した内容や経費についてすみやかに報告します。 ⇒ チェック欄に確認			

上記の項目にすべて該当した上で、申請時には下記の必要書類を用意して下さい。
本確認シートも提出してください。

必要書類	チェック	区使用欄	
同意書			
補助金交付申請書（第1号様式） ※イベント実施の1か月前（最低14日前）までに申請してください。			
産業見本市等出展事業計画書（第2号様式）			
収支計画書（第3号様式）			
出展案内（パンフレット等、開催概要が分かるもの） ※日本語以外の場合は必ず訳文を添付してください。			
申請する補助対象経費の見積書（経費の内容と金額が分かるもの） ※発注予定業者が発行した補助対象経費の根拠となるもの			
履歴事項全部証明書 ※発行から3か月以内のもの			
納税証明書 法人：法人都民税と法人事業税（ 港都税事務所 発行）※事業を始めて1年未満の場合は、過去に税金を滞納した会社ではない証明書を港都税事務所に発行してもらってください。 個人：（港区民）特別区民税・都民税（ 港区役所 発行） （港区民以外）特別区民税・都民税 事業所課税（ 港区役所 発行）			
区記入欄			

補助金を申請できる中小企業について

業種分類

中小企業基本法の定義

製造業、建設業、運輸業その他の業種

資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は
常時使用する従業員の数が 300 人以下の会社及び個人

卸売業

資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社又は
常時使用する従業員の数が 100 人以下の会社及び個人

小売業

資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は
並びに常時使用する従業員の数が 50 人以下の会社及び個人

サービス業

資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は
常時使用する従業員の数が 100 人以下の会社及び個人

対象となる会社形態

株式会社、有限会社、合名会社、合資会社、合同会社、土業法人 等

対象とならない会社形態

社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人、一般社団・財団法人、公益社団・財団法人 等

使用する印について

申請書、報告書、請求書に使用する印はすべて同一の印を使用してください。

法人：法務局に登録している印(法人の代表者印)

個人事業者：市区町村に登録している印

※会社印のみでは申請できません。必ず代表者印が必要です。

代表者印 見本



申請書の代表者欄の記載方法について

必ず代表者の肩書を記載してください。氏名のみでは受付できません。(個人事業主は除く)

(例) 代表取締役 港 麻子